



産後ママの強い味方

～産後・育児支援ヘルパーを派遣します～

産後の体調不良のため家事が困難であり、かつ、家事の援助を受けられない方、多胎児を出産した家庭などにホームヘルパーを派遣します。

対象者となる人

- ① 産後、家事が困難であり、かつ、同居の家族その他の人から日中に家事の援助を受けられない人
- ② 多胎児の産後、家事（または育児）が困難であり、かつ、同居の家族その他の人から日中に家事（または育児）の援助を受けられない人

派遣期間

- ① 産後3か月以内で15回を限度とします。
- ② 産後1年以内で30回を限度とします。

サービス内容

単胎児：（家事援助）調理、洗濯、掃除、買い物、沐浴準備・片付けなど

派遣時間：1時間・1時間30分・2時間

多胎児：（家事援助）調理、洗濯、掃除、買い物など

（育児援助）おむつ交換や授乳の補助、沐浴介助

派遣時間：1時間・1時間30分・2時間

ヘルパー派遣費用利用者負担額（1時間当たり）及び提出書類（※）

㊦生活保護世帯・・・・・・・・・・0円（生活保護受給者証を提出）

㊧市民税非課税世帯・・・・・・・・・・300円

㊨住民税所得割課税世帯（77,101円未満）・・600円

㊩その他世帯・・・・・・・・・・1,500円

※㊧㊨㊩の世帯は、世帯全員の当該年度の市・県民税課税証明書を添付（4月から6月までに申請する場合は前年度のもの）、ただし、派遣申請書「住民税額・住民票等確認に同意書」欄に同意し、市が保有している情報で税証明書などを確認できるときは、添付書類の全部または一部を免除できます。

【申請をご希望の方】まずは、子ども家庭支援センターへご連絡ください。

問い合わせ先

宝塚市売布東の町12番8号 フレミア宝塚内

宝塚市子ども未来部 子ども家庭支援センター

執務時間：月曜日～金曜日（祝日を除く）9：00～17：30

電話 0797-85-3865 FAX 0797-85-3886



産後・育児支援ヘルパー派遣の流れ

1 産後・育児支援ヘルパーの利用申請（サービス利用についての面談及び申請手続き）

産後・育児支援ヘルパーを利用したい方は、子ども家庭支援センターへご連絡ください。面談及び申請手続きの予約をお取りします。

基本的には、子ども家庭支援センター（フレミラ宝塚内）で、面談及び申請手続きを行います（諸事情により、来所が難しい場合は、ご相談ください）。面談では、家庭状況や希望されるサービス内容、派遣希望曜日・時間などについてお伺いします。

2 委託先

「社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会」、「一般財団法人 宝塚市保健福祉サービス公社」、「社会福祉法人 愛和会」、「宝塚市シルバー人材センター」、「NPO法人生活支援の会あいかつ」に委託し、ヘルパーを派遣します。なお、実際の利用時には、子ども家庭支援センターが調整した事業所がサービスを行います。

※令和6年度中に契約予定の事業所：「株式会社アリスキャリアサービス」「株式会社ベアーズ」

3 事前調整（家庭訪問・電話連絡）

子ども家庭支援センターの担当者と事業所の担当者が、事前調整のため、ご自宅にお伺い、またはお電話にてご連絡させていただき、サービス内容の詳細について確認をした上で、実施の可否を決定します。

4 産後・育児支援ヘルパー利用の決定及び利用開始

- ① 家庭訪問（事前調査）でのサービス内容が確定しましたら、「宝塚市産後・育児支援ヘルパー派遣決定（却下）通知書」をお送りします。
- ② 出産後、速やかに子ども家庭支援センターに連絡をしてください。サービスの初日を決定し、「宝塚市産後・育児支援ヘルパー派遣（変更）利用票」をお送りします。
サービスは、「宝塚市産後・育児支援ヘルパー派遣決定（却下）通知書」に記載された時間や内容の範囲内で利用できます。

5 産後・育児支援ヘルパー利用のキャンセル料の発生について

ヘルパー派遣事業所へ、サービス提供日前日の午後5時までに、キャンセルの連絡がなかった場合は、利用1回分とみなし各ご家庭の費用負担に合わせて1時間分の利用料が発生します。（ただし、月曜日がサービス提供日の場合は、金曜日午後5時まで）

6 利用料の納付

サービス利用月の翌月に、子ども家庭支援センターから「宝塚市産後・育児支援家庭訪問事業利用料納入通知書」と納付書を郵送します。納期限内に、市が指定する金融機関に納付書をご持参の上、利用料をお支払いください（現金のみ取扱い）。

※ヘルパーが利用者宅へサービス提供のために訪問する際に、近隣駐車場を利用する場合の駐車代金は直接事業所またはヘルパーにお支払いください。

